

先進建設・防災・減災技術フェア In 熊本 2026 の来場者等の飲食に係る利便性を確保するため、キッチンカーの出店を以下の条件に従って募集します。

1 出店申込の資格について

- (1) キッチンカーを保有及びリースしている者
- (2) グランメッセ熊本にて、営業を許可する公的機関の発行する営業許可証を有する者
- (3) 食品衛生責任者、またはそれに代わる資格を有する者
- (4) 食品賠償保険等に加入している者
- (5) 保健所が定める、適切な衛生管理と加工（調理等）ができ、販売品を衛生的に取り扱える者
- (6) 事務局の指示、出店区画に同意できる者
- (7) 各種関係諸法令を遵守し、開催委員会及び会場の信用を害する行為を行わない者

2 出店申込の禁止について

以下に該当する者は出店申込を行うことはできません。また、申込者は自身が以下各号に該当する者ではないことを表明し保証するものとします。

- (1) 制限能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人、及び未成年者）、銀行取引停止処分を受けている者
- (2) 暴力団、暴力団関係企業等の反社会的活動を行っている構成員、及び関連のある企業・団体、その関係者
- (3) その他事務局が不適当と認めた者

3 出店業者数及び会場レイアウト（小間割り）について

出店業者数は最大10業者（車両）とし、出店場所のレイアウト（小間割り）は、事務局が行い通知します。会場への乗り入れは1店舗につき1台とし、車両情報等を事前に提出してください。

応募多数の場合は、メニュー内容などを勘案し、事務局にて出店者を決定します。

天候、展示会運営の観点から、当初の小間割りが急遽変更となる場合があります。

4 提供可能な商品について

出店者が提供出来る商品は、営業許可証の範囲内の飲食物となります。

5 出店料金、その他経費などについて

出店料金は、2日間を通し、1社1台あたり5,000円（税別）

キッチンカー出店申込みを事務局が受理した後、概ね1ヶ月後を支払期日とした請求書を発行します。

お支払いは、銀行振り込みに限ります（現金・小切手は不可）。銀行振込用紙控えをもって領収書に代えます。

出店料金を含め、本展示会に関するすべてのお支払いについての振込手数料は、キッチンカー出店者のご負担となります。なお、最終支払期日は10月30日（金）とし、この日を過ぎて入金が確認できない場合、出店を取り消します。

設置・撤去に伴う費用、ゴミ処理などに係る経費は各出店者の負担とします。

万が一、展示会が中止となった場合、出店料金は返金しますが、中止に伴う損害について、事務局は一切補償しません。

6 営業時間 について

営業時間は、11月18日(水) 11:00～15:00 11月19日(木) 10:30～14:30

ただし、当日の天候等により、営業時間を変更することがあります。

7 出店者の遵守事項 について

キッチンカーの設置、営業については、事務局の指示に従ってください。指示に従わない場合は出店を取り消し、営業を中止させ、次回以降の参加を認めません。

- (1) 食品衛生責任者の修了書、及び営業許可証をキッチンカーの外から良く見える場所に貼付してください。
- (2) 車両に近接してゴミ箱を設置し、営業終了後、ゴミ等すべて持ち帰り処分してください。
- (3) 火気器具（内燃機関を伴う発電機を含む。）を使用する場合は、消火器を設置し、担当者、施設側防火担当者及び所轄消防署の指導に従ってください。
- (4) 販売品についての事故や苦情は、出店者の責任とし、迅速に対応してください。

8 応募手続きについて

次のとおり書類を提出すること。提出された書類は返却しません。また、行事の円滑な運営のため、警察、消防、保健所等の関係機関にその内容を通知することがあります。

- (1) キッチンカー出店申込書
- (2) メニュー・価格表
- (3) 車両の写真、主なメニューのイメージ写真（JPG、1MB程度）
- (4) 弁当販売等、販売品目によっては保健所への営業届が必要となる場合があるため、事前に保健所に確認の上、該当する場合は「営業届」の写しも提出すること。
- (5) 各種事故に備えた保険（賠償共済等）加入証の写し

9 出店申込受付期間 について

令和7年9月1日(木)～令和7年9月30日(火)ですが、枠が一杯になり次第、受付を締切ります。

10 提出先と提出方法について

提出先は、先進建設・防災・減災技術フェア In 熊本 2026 開催委員会事務局（一社）地域産業活性協会
書類の提出は、次のアドレスへe-mail添付とします。 送信先 e-mail: info@s-kumamoto.jp
なお、必ず件名を「キッチンカー出店申込み」としてください。

11 出店業者の決定について

応募手続きに基づき提出された書類を厳正に審査し、応募資格及び申請内容に問題のない業者を出店者とします。なお、出店の可否については、事務局よりご連絡差し上げます。

13 損害賠償について

出店者が、開催委員会または施設管理者、その他第三者に損害を与えた場合、直ちに事務局にその旨を申し出るとともに、その損害を出店者の責任で補償し、賠償しなければなりません。

2026年9月1日

開催委員会 事務局 一般社団法人地域産業活性協会